

JTU-HYOGO
兵庫高等学校教職員組合
日本教職員組合(日教組)

兵高教新聞

裏面紹介

- ◇ 兵高教今後の主な日程
- ◇ 近ブロカリキュラム編成講座案内

神戸市中央区中山手通 4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp

発行人：西村恭介 編集人：岩本明秀

新型コロナウイルス感染拡大のため

2年連続 5・15沖縄平和行進中止

毎年、兵高教も青年層を中心に参加してきた「5・15沖縄平和行進」は、新型コロナウイルス感染拡大が続き、沖縄県の警戒レベルが第4段階の感染まん延期にあるため、昨年にも続き中止となりました。

1972年5月15日、アメリカ合衆国の施政権下に置かれていた南西諸島が日本に「返還」され、新生「沖縄県」となりました。

沖縄平和行進は、日本復帰した後も「変わらぬ基地の島沖縄の内実を問い直す」ことを目的に、1978年に始まったものです。毎年、全国や県内各地から3千人以上が参加し、県内の各コースを歩き、基地問題の解決や憲法問題などを訴えてきました。日教組も全国各単組の青年層を中心に平和行進に参加し、前段の学習会も含め、沖縄の基地問題や平和について学習を重ねてきました。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大で初の全面中止となりましたが、今年はコースを短縮し、県外からの参加を断念して実行委員会加盟団体200人程度に絞るなど、規模を縮小して実施する予定でした。しかし、3月下旬から新規陽性者数が急増したことにもない、4月以降沖縄県が「まん延防止等重点措置」の適用対象に指定され、その期間が5月末日まで延長されたことを受け2年連続で中止となりました。代わりに実行委員会加盟団体代表約40人が米軍キャンプ瑞慶覧ゲート前(北中城村)で復帰の内実を問う集会を開きました。

来年は本土復帰50年の大きな節目となります。来年は現地沖縄に全国のなかまが結集し、基地問題や平和についてともに学び、考え、語り合ひましょう。



2018年の平和行進のようす

占領下の沖縄と復帰運動

1945年3月、慶良間諸島に上陸したアメリカ軍は、米国海軍軍政府布告第一号を公布しました。この布告は、南西諸島及び近海並びにその居住民に関する日本政府の全ての権限行使を停止し、一切の政治及び管轄権並びに最高行政責任が占領軍司令官兼軍政府総長であるニミッツ米国海軍元帥の権能に帰属すると宣言するものであり、一般に「ニミッツ布告」と呼ばれます。4月1日、アメリカ軍が沖縄本島に上陸、4月5日にはニミッツ布告に基づき読谷村比謝に軍政府を開設します。こうして琉球列島米国軍政府が成立し、南西諸島各地が順次その支配下に組み込まれました。軍政府は当初海軍の管轄下にありましたが、後陸軍に移管、さらに1950年には長期的統治のために琉球列島米国民政府に改変されました。「軍政府」から「民政府」と名前が改められましたが、その最高責任者である民政長官・副長官は現役の軍人であり、1957年に民政長官・副長官制が廃止され高等弁務官がおかれるようになってからも、その任にあたるのは常に現役武官であった、軍政が敷かれていたことには変わりありません。

直接の住民統治に関しては、軍政府・民政府の下部組織として沖縄群島政府・宮古群島政府・八重山群島政府・奄美群島政府がありました。民政府はこれら群島政府を指揮監督し、その決定事項をいつでも無条件で破棄できることになっていました。

当初各群島政府には民選の知事があり、しばしば日本への復帰運動など民政府の意向に反する行動を行いました。そのため1952年、民政府は各群島政府を廃し、任命制の行政主席を首長とする琉球政府をつくります。琉球政府には行政府・立法院・裁判所がおかれ、三権分立の形式を整えています。民政府が琉球政府の決定を無条件で破棄できるという条件に変わりはありませんでした。しかし立法院議員は民選であったので、立法院はしばしば

民政府の意向に反する決議を行い、民政府と対立しました。露骨な選挙干渉を繰り返した民政府でしたが、民衆の復帰運動は盛んで、立法院では第1回から会期ごとに日本復帰決議が行われました。こうして琉球政府と立法院は、本土復帰の原動力となります。

この間、世界情勢は東西冷戦が激化し、緊張が高まってゆきます。東アジアでは、アメリカ合衆国が全面的に支援していた国民党が敗れ中国に共産党政権が成立、また朝鮮戦争も勃発します。このような情勢変化の中、アメリカ合衆国の極東戦略の練り直しが迫られます。ポツダム宣言に基づく日本の占領にピリオドを打ち、日本の主権回復と再軍備が急がれることになりました。こうして1951年9月、日本国との平和条約(サンフランシスコ講和条約)が締結され、翌年4月発効、日本は主権を回復しました。しかし同時に日米安全保障条約が締結され、アメリカ軍は引き続き日本国内に駐留することになります。また、平和条約第3条には以下の記述があります。

日本国は、北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。))並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

実際にはアメリカ合衆国が該当地域を信託統治制度の下におく提案をすることはなく、アメリカ合衆国の狙いは最後の一文、つまり一切の権力を行使する権限を留保することにあります。

(裏面へ続く)

兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。

こうして沖縄の人々は、わずかな耕作地を十分な補償もなく一方的に軍用地として強制的に接収され（「銃剣とブルドーザーによる接収」、軍用車両・軍用機等による事故の多発やアメリカ兵による犯罪の危険にさらされるなど、数多くの苦難にあえぐこととなります。経済的にもアメリカ軍基地への従属が強まり、その矛盾は今日も続いています。

このような基本的人権の保障すら不十分な状態に対して、県民の間では「島ぐるみ闘争」と呼ばれる抵抗運動がはじまり、さらに日本復帰をめざして沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）を結成するにいたります。しかし、1960年代のベトナム戦争では沖縄の軍事的重要性がさらに高まり、最前線基地として駐留米軍が飛躍的に増強され、それにとまって事件・事故も増加しました。県民の怒りと不安はさらに増大し、復帰運動はさらに高まりを見せます。

高まる住民の声をうけ、民政府は知事公選制への移行を決定し

ます。1968年琉球政府の行政主席選挙が行われ、復帰協の屋良朝苗が当選、「即時無条件全面返還」を訴えました。日米政府間でも沖縄返還の問題が重要課題として取り上げられるようになり、1969年の日米首脳会談でついにニクソン大統領は佐藤栄作首相に対し沖縄返還を約束します。県民は日本復帰と同時に米軍基地の全面返還を望んでいましたが、実際には米軍基地を維持したままの「72年・核抜き・本土並み」の返還とされ、多くの課題を残したままの返還となりました。

復帰当日の記念式典で、当時の屋良朝苗知事は「沖縄県民のこれまでの要望と心情に照らして復帰の内情を見ると、必ずしもわたしどもの切なる願望が入れられたとは言えないことも事実である。そこには米軍基地の態様の問題をはじめ、内包する多くの問題がある」と述べています。49年目の今日もなお、これらの「問題」は根本的に解決していません。

2021年度日教組近畿ブロック カリキュラム編成講座

とき：8月6日（金）13:00～16:00
ところ：ホテルリガール春日野（Web併用）
分科会：

A「すべての子どもの人権に視野をおいた
学級・学校・地域づくり」

B「インクルーシブ教育をめざした
学級・学校・地域づくり」

C「子ども主体の学級・学校・地域づくり」

★感染症対策のため、現地参加枠が限られています。
Web参加も含め、希望される方は早めに書記局までご連絡ください。

兵高教 今後の主な日程

■第4回臨採者学習会

～教員採用試験対策講座（4）～

とき：6月12日（土）13:30～16:30

ところ：神戸市教育会館 502/504号室

内容：一次試験に向けて
（集団面接練習、その他）

★オンライン参加も可能です。
書記局までお問い合わせください。



■兵高教第35回定期大会

とき：6月26日（土）13:30～

ところ：神戸市教育会館 501号室

議題：第1号議案

「2020年度とりくみの経過(案)と2021年度運動方針(案)」

第2号議案

「兵高教財政基本方針、予算編成方針、2021年度一般会計予算(案)」

第3号～6号議案

「諸会計2021年度予算(案)」 その他（承認事項など）

※各支部・専門部は6月10日（木）までに代議員の報告をお願いします。

修正案、傍聴希望は、6月24日（木）午後6時まで書記局に提出してください。

★感染症拡大防止の観点から、昨年同様規模・時間を縮小して開催します。また、ハイブリッド形式で行いますので、代議員報告の際に参加形態（対面・Web）も併せてお知らせください。

総合共済

月額金900円で12の保障。



教職員賠償+個人賠償で、業務中もプライベートも24時間×365日いつでも安心!

損害賠償に関するもの

1 教職員賠償
契約者ご本人の業務遂行に起因し、個人に関われない賠償責任
最高3,000万円
損害保険会社の補償です。

2 個人賠償
契約者ご本人およびご家族の日常生活における法律上の賠償責任
（示談交渉サービスがご利用いただけます。詳しくはパンフレットをご確認ください）
最高3,000万円
損害保険会社の補償です。
※教職員賠償責任補償と個人賠償責任補償は補償の対象・範囲等が異なりますのでパンフレットを必ずご確認ください。

火災・自然災害など住居に関するもの

3 火災
火災・爆発などによる住居の損害
最高100万円

4 住宅災害
地震・風水害などによる住居の損害
最高100万円

5 災害見舞
災害見舞金・別棟の物置・門・車庫などの損害
（火災等共済金、住宅災害等共済金とは併給しません）
特別見舞金・転動による家財の移動中の損害
最高50万円

ケガ・病気など身体に関するもの

6 死亡
ケガによる死亡
ケガ以外による死亡
配偶者の死亡
120万円
20万円
5万円

7 後遺障害
ケガによる後遺障害
ケガ以外による後遺障害
最高110万円
最高10万円

8 入院・休業
病気、ケガ、介護などによる30日以上連続入院・休業
（年1回、同一原因の場合、傷害共済金とは併給しません）
2.5万円

9 傷害
業務中（通勤途中含む）のケガによる通算4日以上連続入院
（事故発生日から30日以内の連続入院、年1回、同一原因の場合、入院・休業共済金とは併給しません）
1万円

10 介護
ケガが原因で重度後遺障害を被り、所定の要介護状態になった場合
年間60万円
損害保険会社の補償です。

11 避難救助（救済者費用等補償）
契約者ご本人の避難などにより、緊急な捜索・救助活動が必要となった場合
（契約者は契約者の親族が負担した所定の費用を補償）
最高100万円
損害保険会社の補償です。

12 退職
契約期間1年以上で退職時にお支払い
（5年以上の契約期間で在職の金額、5年未満は契約期間により支払額が異なります）
傷病払込月額×給付400円

実費 月々500円で
これだけの保障が
ついてるんだね!

※③④⑤について、地震もしくは火災またはこれらによる津波（以下「地震等」という）を原因とする損害で、1回の地震等により支払われる共済金の総額が教職員共済の定める支払限度額をこえた時は、共済金額が削減されたり、支払いが分割・繰り延べされる場合があります。
※この共済は、教職員共済全労連連合会の制度である「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の補償である「傷害総合共済」および「業務継続賠償責任保険」を組み合わせたものです。※月金900円のうち170円は損害保険ジャパン株式会社の受取料です。

お問い合わせは教職員共済兵庫事業所(078-221-9730)まで

古賀 ちかげ



koga-chikage.jp



Twitter

日政連・第26回参議院議員選挙候補予定者

兵高教は、教職員一人ひとりの働きかた、暮らしかたを支援しています。